

「第 106 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 5 年 5 月 30 日（火曜日）に、「第 106 回 コーデックス連絡協議会」を AP 虎ノ門 A ルームにおいて開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

(1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。

(2) 今回は和田政裕委員が議事進行役を務めました。

議事次第に基づいて、事務局から、今後の活動として令和 5 年 6 月に開催される第 42 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）及び令和 5 年 6 月から 7 月にかけて開催される第 54 回残留農薬部会（CCPR）の主な検討議題の説明を行い、令和 5 年 3 月に開催された第 53 回食品添加物部会（CCFA）及び令和 5 年 4 月に開催された第 16 回食品汚染物質部会（CCCF）の報告を行い、意見交換を行いました。

なお、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 42 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）

・仮議題 2「コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項」について、細野秀和委員から、第 47 回食品表示部会（CCFL）において食品中のアレルゲンタンパク質の検出方法及びサンプリング方法に関して CCMAS に助言を求めることが合意されたことに関し、現時点で仮議題 2 の作業文書に記載されていないが、今次会合で議論されないと 1 年もの間が空いてしまうことから、次回の CCFL に有効な情報提供をするために CCMAS での協議を進めてほしい、また、これについて CCFL へ早めの助言を行うため、CCMAS での議論開始を求める旨日本から提案することは可能なのか、ご意見及び質問がありました。これについて、今回の CCFL からの依頼では食品と分析対象物質の組み合わせ等の具体的な条件が定まっていないことから CCMAS では分析法を選定できないため、CCFL に対してこれらを明確にするよう求めることになると考えられること、また、直近に開催された部会からの付託事項を扱うように提案することは可能だが、十分な事前検討時間がないことを理由に他の加盟国の賛成を得られない可能性が高く、また CCFL からの情報が十分でないことから CCMAS での有益な議論にならないとも考えられるため、我が国からの提案は控えたい旨回答しました。この回答に対して、細野秀和委員から、今回の CCFL からの依頼では CCMAS で分析法を選定することはできない、食品

と分析対象物質の組み合わせ等の具体的な条件を明確にするように、と CCFL に回答するのが来年の CCMAS になると、CCFL での対応の開始が1年遅れてしまうので、時間を無駄にしないよう、何らかの形で今年の CCMAS で CCFL からの依頼への対応を進められるとよい旨ご意見をいただきました。

- 仮議題 4「分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の点検・更新」について、菅沼修委員から、更新作業の流れに関して、また、既存の分析法が更新された分析法を参照している場合、更新前後のどちらの方法で解釈すればよいのか、質問がありました。これについて、作業可能なパッケージごとに点検作業が終了したら総会に諮り承認を得る流れになること、ISO や IDF の分析法において更新前の分析法を参照しているのであれば当該番号の分析法、すなわち更新前の分析法が参照される旨回答しました。
- 同じく仮議題 4 について、辻山弥生委員から、この作業は総会で新規作業として承認され、ステッププロセスに沿って行われているのか質問がありました。これについて、CXS 234 の前文の追加等については新規作業提案として総会で承認され、ステッププロセスに沿って検討したが、個別の分析法の見直し作業は新規作業提案を行わずに CCMAS で作業を行っているものであり、更新箇所は、規格の修正 (amendment) として総会に諮られるものと考えられる旨回答しました。
- 仮議題 5「情報提供文書：測定の不確かさのガイドライン (CXG 54-2004)」について、山口隆司委員から、本文書に示された推定方法等がコーデックス委員会により推奨されたものではないという理解を得るためにどのような対応をするのか、質問がありました。これについて、当該文書はコーデックス委員会の情報提供文書をまとめているウェブサイトに掲載される予定であり、そうならばコーデックス委員会による採択を経ていない文書であることが明確だが、現時点の案には **should** や **recommend** 等、推奨されたものであるような表現が複数あり、読者の誤解を招く可能性があるため、このような点について価値判断を含めずにニュートラルな情報提供となるように記述の修正を求めていく旨回答しました。
- 同じく仮議題 5 について、辻山弥生委員から、他の情報提供文書では **should** や **recommend** のような表現は使用されていないのか、コーデックスにおける情報提供文書の位置づけを改めて整理する方が結果的に拘束力を弱める意味で良いのではないか、質問及びご意見をいただきました。これについて、他の情報提供文書でも使用されていると考えられるものの、拘束力のある文書でないことを明確にするために表現の修正をしたいこと、また、情報提供文書の位置づけについては、一般原則部会 (CCGP) においてガイダンスが議論され、総会において承認されている旨回答しました。
- 仮議題 6「サンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) の改定」について、森田満樹委員から、統計学的サンプリング理論における消費者危険に重きをおくと

サンプリングプランが厳格になるのか、また、今回のサンプリングの一般ガイドラインの改定はより実行可能性に重きをおくことになるのか、質問がありました。これについて、消費者危険に重きを置く方法として①サンプリングの数を増やす、②サンプル試料の量を増やす等があり、どちらの方法も消費者危険及び生産者危険の確率を下げるがサンプリングは厳格になること、また、今回の改定の目的は個別食品部会や各国政府にとってよりわかりやすいものにするものであり、基本的な内容は変わらないものと考えている旨回答しました。

- ・ 仮議題 7「複数の Type III 分析法から Type II 分析法を選択するための規準に関する討議文書」について、山口隆司委員から、コーデックスにおいては汎用性が重視されるべきだと考えており、Type II 分析法の選定の判断基準として「経済的に低コストであること」という観点を重視してほしい旨、ご意見をいただきました。これについて、コーデックスの分析法は一義的に輸出入検疫で使用されるため、消費者の健康及び公正な貿易を保護するうえで必要な **method performance** を満たすことが最重要であり、適用性、精確さ、定量下限 (LOQ) 等の分析に要するコスト以外にも考慮すべき点がある旨説明しました。

(2) 第 54 回残留農薬部会 (CCPR)

- ・ 高橋裕子委員から、残留農薬の検査は輸出国または輸入国のどちらの機関が行うのか、また、農薬は 15 年ごとに再評価が行われるがコーデックスの基準が変更になった際に新たに再評価を行うと 4 年ルールと重複するのではないのか、質問がありました。これについて、残留農薬の基準は各国が国内で流通したり海外から輸入する農産物の安全を確保するために、コーデックス最大残留基準値 (CXL) も参照したうえで各国が設定しており、したがって輸入農産物の検査は原則輸入国で行われること、また、4 年ルールは原則 15 年ごとの定期的再評価時にデータが提出されない場合に、そこから 4 年に限りデータ提出を待つというものであるため、再評価の 15 年のサイクルとは重複しない旨回答しました。
- ・ 仮議題 7「食品及び飼料のコーデックス分類 (CXA 4-1989) の改訂」のうち 7a「クラス B—動物由来の一次食品、クラス E—動物由来の加工食品」について、森田満樹委員から、鯨類関係の文言について可能な限り削除する方向で適宜対処したいとは、具体的に何を指すのか、また、前回の議論では鯨類関係を食用にすべきではないため分類が存在すること自体に懸念が示されていたがこのような観点からも検討されるのか、質問がありました。これについて、鯨肉などを含む分類の説明文に残留農薬の基準設定や分析とは関係なく、消費者の保護や食品の公正な貿易の確保といったコーデックスの目的にも合わない文言があるため、前回我が国からそれらの文言を削除するよう提案し、これまでに電子的作業部会 (EWG) で明確な反対は出ていないため、引き続き削除を求めること、前回会合以降、分類そのものを削除すべきとの議論は出ていない旨回答しました。
- ・ 同じく仮議題 7a について、森田満樹委員から、クラス B に両生類、爬虫類や無脊

椎動物の分類が新設されたが、今後は部位を定めて残留農薬基準を設定していくのか、特に昆虫等の食経験がないものは何を基準に分類を新設するのか、質問がありました。これについて、具体的な残留試験のデータがなければ分析部位の設定や基準値の設定は困難だが、食品分類を定めたいうえで必要があれば農産物と同様部位を定めて基準を作っていくこと、基本的には各国の食品としての経験に基づいて情報を募集し、アップデートしている旨回答しました。

- 仮議題 9「健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理」について、山口隆司委員から、再評価時にデータを提出する責任はどこにあるのか、最初の CXL 設定時にデータを提出した国の役割は何か、質問がありました。これについて、当初データを提出した国でも、その後の国内情勢の変化により当該農薬を使用しなくなっていることも考えられるため、基本的には CXL の維持を望む国が責任を持つが、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) での実際の評価に用いるデータを取得・保有しているメーカーにデータを提出してもらう必要がある旨回答しました。
- 同じく仮議題 9 について、森田満樹委員から、多くの発展途上国と先進国の間で意見に隔たりがあるようだが、今後 4 年ルールに沿って取扱うことになれば輸出入にどの程度影響がでるのか、また、こうした観点についても議論されるのか、質問がありました。これについて、具体的にどのくらい影響がでるのかは対象となる農薬や農産物により事情が異なるため、あまり議論されていないこと、今回は先進国と途上国の妥協案として 4 年ルールの原則を維持しつつも、できるだけサポートを集める仕組みを作るという論点だが、具体的に基準値が取り下げられないようにする効果がある仕組みになっているのか不明な点が多い旨回答しました。
- 同じく仮議題 9 について、辻山弥生委員から、CXL が取り下げられることの影響は大きく、CXL 維持を希望する国は多くあると考えられることから、4 年ルールについて支持を得るのは難しいのではないかと、との質問がありました。これについて、ご指摘のとおりであり、途上国の多くは国内基準にコーデックス規格を使用していると承知しており、4 年ルールにそれらの国々の理解を得られるかは見通せないと考えている旨回答しました。
- 仮議題 12「長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質 (CRM) の純度と安定性のモニタリング」について、辻山弥生委員から、CRM の製造者が有効期限を延ばせばよいのではないかと、ただ漠然と CCMAS に照会しても CCMAS も検討に困るので、CCMAS 関係者とも連携して建設的な解決法が見つかるよう日本も議論に貢献してほしい旨、ご意見をいただきました。
- 仮議題 13「CCPR と JMPR の手続強化」について、山口隆司委員から、JMPR のキャパシティ不足が大きな問題であり申請・評価手続の効率化等が求められているが、具体的な手続の効率化案はあるのか、仮議題 8 で提案されている CCPR と食

品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）との作業の調整も寄与するのか、質問がありました。これについて、あまり具体的で有効と思われる案は出ておらず、CCRVDF や FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）との調整は対象となる化合物が限られることもあり解決策としては挙がっていない旨回答しました。

(3) 第 53 回食品添加物部会（CCFA）

- ・ 議題 3(a) 「FAO/WHO 並びに第 92 回及び第 95 回 JECFA 会合からの関心事項」について、森田満樹委員から、安息香酸塩類の一日摂取許容量（ADI）がこれまでの 4 倍になり、暫定最大使用濃度も見直されたことによって、今後どのような影響が考えられるのか、質問がありました。これについて、今後事業者から安息香酸塩類に関する使用基準の改正の要請があった場合には、コーデックス委員会において国際標準が策定されている食品添加物として、国際的な規格基準に合致するよう日本の規格基準についても改正を検討していくこととなる旨回答しました。
- ・ 議題 5(b) 「食品添加物の一般規格（GSFA）：GSFA に関する電子作業部会報告」の勧告 5、8 について、穂山浩委員から、β-アポ-8'-カロテン酸エチルエステル（INS 160f）を GSFA から削除することの理由について質問がありました。これについて、本添加物は 1974 年に JECFA によって一度評価されているが、その後、再度評価することになり、その際にデータが提出されなかったため、GSFA 及びグループヘッダーから削除することになったこと、また、β-アポ-8'-カロテナロール（INS 160e）は、個別の添加物として GSFA に掲載することになった旨回答しました。
- ・ 同じく議題 5(b)について、山口隆司委員から、勧告 6「JECFA に提出された食品中の濃度と、部会で提案された食品中の最大濃度に大きな齟齬があった」という記述について、どのような経緯でこのような事態になったのか、質問がありました。これについて、JECFA に提出される食品中の濃度は、通常、典型的な使用濃度（つまり実際の暴露量）である一方、部会に提案される食品中の濃度は、特定の食品分類における最大濃度であること、JECFA に提出されるデータは地域特有のデータであることがあり、すべての国が参照する基準を作成する部会で取り扱われるデータと異なる可能性があること等から、JECFA に提出されるデータと他の委員会で提供されるデータに不一致があることは特別な状況ではない旨回答しました。
- ・ 議題 5(e) 「硝酸塩及び亜硝酸塩に関するデータの入手可能性に関する一般的情報（CL2021/82-FA への回答）」について、菅沼修委員から、議論の目的は何か、質問がありました。これについて、議論の目的は、GSFA の硝酸塩及び亜硝酸塩の条項に使用量、残存量双方の基準を置くこと、GSFA の硝酸塩及び亜硝酸塩に関する採択済み条項及び条項案を含むすべての条項について検討することの 2 点である旨回答しました。
- ・ 議題 11 「その他の事項及び今後の作業」の「酵母の規格策定に関する討議文書」について、森田満樹委員から、規格の対象が「パン用」「醸造用」「食用」とあり、こ

のうち「醸造用」はビール酵母と限定されるのか、質問がありました。これについて、現時点で中国から提案されている討議文書では、「醸造用酵母は、二酸化炭素とアルコールを生産し、リカー（アルコール度数の高い酒）、ビール、ワイン、ライスワイン、フルーツワインその他のワインとアルコール発酵に使用する酵母をいう。」とされているため、「醸造用」はビール酵母に限定されるものではないと考えている旨回答しました。

- 同じく議題 11 について、森田満樹委員から、「食用」酵母について、「そのまま食品として使用することも、食品の風味や栄養など機能を高めるために様々な種類の食品に添加する食材としても使用できる」とあり、これは酵母エキスなども含むことになるのか、質問がありました。これについて、CCFA53 で示された討議文書以上の情報はないため、現時点で「食用酵母」にどのような製品が含まれるか明らかではないが、ご指摘の酵母エキスのほか、機能性を持つ食品素材としての酵母や酵母廃菌体など幅広く酵母由来の製品が含まれる可能性があると考えている旨回答しました。
- 同じく 議題 11 について、辻山弥生委員から、酵母は仕様が多岐にわたるため、規格を作成するのが難しいように思うが、どのように考えるか、質問がありました。これについて、国際的に統一された規格がないことによる問題は生じていないため酵母の規格策定に慎重な立場であり、策定するならば対象を必要なものに絞るべきと考えていること、今後の検討において規格対象の範囲が定まったら、業界の意見も聞きながら日本にとって不利な規格とならないよう対処していきたい旨回答しました。
- 同じく議題 11 について、森田満樹委員から、GSFA の食品カテゴリーに酵母及び類似製品があるが、各国で酵母は添加物として使われているのか、質問がありました。これについて、海外における酵母の扱いは国や地域によって異なり、添加物または食品として扱われている旨回答しました。
- 同じく議題 11 について、森田満樹委員から、表示について「包装食品の表示に関するコーデックス規格」の要件に加えて「〇〇用酵母」などの名称が提案されているが、これは今後検討されることになるのか、質問がありました。これについて、次の部会においてプロジェクトドキュメントを再度議論することになっており、表示も含めて規格の中身は新規作業が開始されることになってから具体的に検討していくことになる旨回答しました。

(4) 第 16 回食品汚染物質部会 (CCCF)

- 議題 16 「JECFA による汚染物質の評価の優先リスト」のエチレンオキシド及び 2-クロロエタノールについて、松村雅彦委員から、これらが特定の食品添加物に不純物として含まれる可能性がある旨懸念される背景、特定の食品添加物の不純物として安全上の問題となった事例があるか、質問がありました。これについて、人の主

な暴露源は吸入暴露であり、食品安全上のリスクは高くはないと考えられているが、農薬として使用された原材料からのキャリーオーバーとして加工食品から検出されるものに対する基準値が国により異なることが貿易上の問題となっていること、食品添加物の不純物としては、増粘安定剤であるローカストビーンガムの汚染が知られており、海外ではローカストビーンガムを使用したアイスクリームから検出されたことによる回収事例がある旨回答しました。

- ・同じく議題 16 のうちアクリルアミドについて、山口隆司委員から、インドは JECFA がアクリルアミドの 3 回目の評価を行うことは難しいと理解しつつ優先リストに追加することを提案したのか、質問がありました。これについて、インドは自国で新たに行ったサーベイランスの結果が利用可能であることを再評価の理由としてあげており、新たな毒性データ等がない限りは再評価が難しいことを認識していなかったと考えられること、本来、優先リストへの追加提案については会期前の作業部会で行うべきところを本会合で突然提案するなど手続きを含めて十分承知していない様子であった旨回答しました。
- ・議題 17「その他の議題」のうち食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範について、山口隆司委員から、コーデックスのウェブサイトに掲載されている部会報告書案では「**CCCF noted the request from USA to develop a CoP to prevent or reduce cadmium contamination in foods but did not take a decision at this Session.**」と記載されているが、本日の資料では、「米国が、食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に向けた討議文書を次回会合に向けて作成する用意があるとの意向を示し、CCCF はこれを承認した。」となっていることについて、質問がありました。これについて、報告書案には本会合で議論した内容が正確に反映されていなかったが、実際には本会合の議論で米国が次回会合に向けて討議文書を作成することに合意しており、報告書の採択の際に当該箇所は修正された旨回答しました。
- ・山口隆司委員から、コーデックスのウェブサイトにまだ最終報告書が掲載されていないが、報告書採択の際に問題等があったのか、質問がありました。これについて、報告書採択では特に問題は生じておらず、CCCF は議題が多いこともあり報告書の掲載が遅い傾向があり、コーデックス事務局の作業が遅れているだけと考えられる旨回答しました。

(以上)